

# 検討会の今後のスケジュール案と 論点について

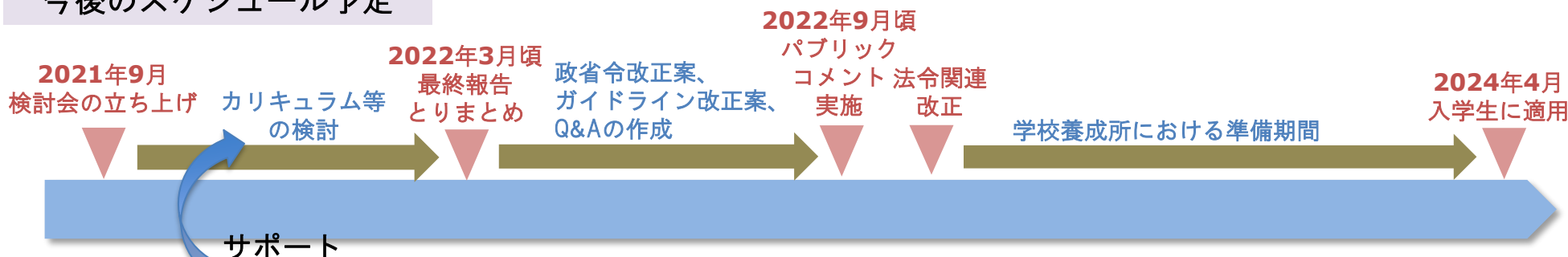
# 検討会の進め方と今後のスケジュール案

義肢装具士の学校養成所のカリキュラム等について、長期間見直しが行われていなかったことや関連団体から合同の要望として提示されていることを受けて、以下の基本方針で見直しを検討する。

## <検討会の進め方>

1. 質の向上、患者安全の確保に資するよう**義肢装具士**の学校養成所のカリキュラム等を見直す。
2. 関連団体から合同の要望として提示を受けた内容等を踏まえ、より安全・有用な教育及び臨床実習が実施されるよう改善点を挙げ、検討し諸規定を見直す。

## 今後のスケジュール予定



令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤推進研究事業)  
研究課題名: 医療関係職種の養成教育における課題解決に資する研究  
研究代表者: 江頭 正人(東京大学大学院医学系研究科)

# 「義肢装具士学校養成所指定規則」、「義肢装具士養成所指導ガイドライン」等の教育に関連する見直しの主な検討事項 —要望書事項の全体像—

## 1. 教育内容及びその単位数の見直しに関する事項

### (1) 義肢装具士法第14条1～3項の指定施設における教育内容及びその単位数の見直しについて

義肢装具士を取り巻く環境から求められる教育とするため、学校養成所の指定基準などを見直しの検討をする。

## 2. 臨床実習の在り方に関する事項

### (1) 臨床実習の1単位の時間数の見直しについて

臨床実習外で自己学習等がある現状を踏まえ、加味した1単位の時間数とすることについて検討をする。

### (2) 臨床実習指導者の要件について

臨床実習を行う施設における臨床実習指導者の配置要件として追加する事項の検討をする。

## 3. その他に関する事項

### (1) 教育上必要な機械器具、標本及び模型について

教育内容の見直しに即した機械器具、標本及び模型として、標準に整備する品目について検討する。

# 臨床実習の1単位の時間数見直しに関する事項

## 論点

- 臨床実習における1単位は、指導ガイドラインにおいて45時間の実習をもって計算することとしているが、臨床実習時間外で自己学習等がある現状を踏まえ、1単位を40時間以上、自己学習等含め45時間以内とする提案について、どう考えるか。

### <現行の指導ガイドライン>

#### 義肢装具士学校養成所指導ガイドライン

##### 4 授業に関する事項

(2)

単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(3)

臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって計算すること。

### <要望書提案事項（現行に追記）>

#### 義肢装具士学校養成所指導ガイドライン

##### 4 授業に関する事項

(2)

単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(3) 臨床実習は1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて45時間以内とすること。

# 教育内容、教育目標及びその単位数の見直しに関する事項

## 論 点

基礎分野、専門基礎分野の教育内容、教育目標及びその単位数の見直し提案内容について、どう考えるか。

### < 現行 >

教育内容	法第14条第1項単位	法第14条第2項単位	法第14条第3項単位	教育目標 ※下線は、赤字の対応箇所
	基礎分野	14		
専門基礎分野	13	10	10	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できるようにする。
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	8	6	6	健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	5	5	5	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーション医療及び福祉事業の中で義肢装具士が果たすべき役割及び福祉用具について学ぶ。
義肢装具領域における工学	10	8		義肢装具に必要な工学的知識を習得し、義肢装具の研究開発に応用できる能力を養う。
専門分野	19	19	10	義肢装具学の枠組みと理論を理解し、系統的な義肢装具の採型、製作及び適合を行うことができる基礎的能力を養う。
応用義肢装具学	20	20	11	義肢装具の適応となる疾病及び障害について、採型、製作及び適合に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。
臨床実習	4	4	3	義肢装具士として基礎的な実践能力を身につけ、医療における義肢装具の重要性を理解し、かつ、患者への適切な対応について学習し、チーム医療の一員として責任と役割を自覚する。
合計	93	72	45	



### < 要望書提案事項（現行に追記） >

教育内容	法第14条第1項単位	法第14条第2項単位	法第14条第3項単位	教育目標 ※下線は、赤字の対応箇所
	基礎分野	14		
専門基礎分野	13	10	10	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できるようにする。
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	9	7	7	健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	4	4	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーション医療及び福祉事業の中で義肢装具士が果たすべき役割及び福祉用具について学ぶ。
義肢装具領域における工学	10	8		義肢装具に必要な工学的知識を習得し、義肢装具の研究開発に応用できる能力を養う。
専門分野	17	17	9	義肢装具学の枠組みと理論を理解し、系統的な義肢装具の採型、製作及び適合を行うことができる基礎的能力を養う。 <b>義肢装具製作施設の見学を通じて義肢装具士の業務について理解する。</b>
義肢学	8	8	4	<b>義肢の適応となる切断部位別に採型・採寸、製作、適合、評価に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。</b>
装具学	12	12	7	<b>装具の適応となる疾病及び障害について理解し、装着部位別の採型・採寸、製作、適合、評価に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。</b>
福祉用具学	3	3	2	<b>車椅子、座位保持装置、他の福祉用具全般について採寸、製作、適合、評価に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。</b>
臨床実習	10	10	9	義肢装具士として基礎的な実践能力を身につけ、医療・ <b>福祉</b> における義肢装具 <b>及び福祉用具</b> の重要性を理解し、かつ、患者への適切な対応について学習し、チーム医療の一員として責任と役割を自覚する。
合計	100	79	52	

# 教育上必要な機械器具、標本及び模型に関する事項

## 論点

教育内容の見直しに即した標準に整備する品目として、関係団体から提出された見直し提案について、どう考えるか。

## 義肢装具士学校養成所指導ガイドライン

< 現行（赤字は要望書提案） >

### 機械器具

品目	数量
解剖学教育用機材	一式
生理学教育用実験機材	一式
運動学教育用筋力測定機械	一式
整形外科学教育用撮影機材	一式
平行棒	15人で1
階段昇降機	1
スプリント製作用機材	一式
図学・製図学教育用機材（CADソフトを含む）	一式
パーソナルコンピューター	4人で1
リハビリテーション工学教育用電機工作機材	一式
帯鋸盤	10人で1 ⇒ 1
プラスチックカッター	10人で1
ハンドドリル ⇒ 電動ドリル	4人で1
カービングマシン	4人で1
ボール盤	15人で1
ベルトサンダー	10人で1
グラインダー	10人で1
ドラムサンダー	10人で1
ジグソー	10人で1
ディスクサンダー	10人で1
電気オープン	10人で1
ヒートガン	4人で1
コンプレッサー	1
真空成形器	10人で1

品目	数量
真空ポンプ	2人で1
計測用機器・工具	人で1
集塵機	一式
定盤	4人で1
作業台	4人で1
電動ミシン(平台)	5人で1
八方ミシン	1
アライメント治具	1
万力	1人で1
一般工具	各種
筋電義手用筋電位測定機器	一式
運動解析装置 ⇒ 三次元動作解析装置	1
義手及び各部品	各種
義足及び各部品	各種
装具及び各部品	各種
車椅子(手押し型、普通型、バギー型、スポーツ型、リクライニング型など)	5種以上
電動車椅子	1
座位保持装置	一式
整形靴各種(短靴、チャッカ靴、長靴など)	3種以上
松葉杖(木製、アルミ製など)	2種以上
歩行補助杖(T字杖、4点支持、ロフトランド杖など)	3種以上
歩行器	1
デジタル機器(3Dスキャナー、3DCAD、3Dプリンター等)	一式
福祉用具(車椅子・歩行補助杖・座位保持装置以外)	一式

### 標本及び模型

品目	数量
組織標本	一式
人体解剖模型	一式
人体骨格模型	一式
関節種類模型	一式
筋模型	一式
血管系模型	一式
脊髓横断模型	一式
末梢神経系模型	一式

(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、一学級相当分を揃え、これを学級間で共用することができる。

# 臨床実習指導者の要件に関する事項について(1)

**論点** 臨床実習指導者は、福祉用具専門分野の指導に加え、関係団体提出の指針案の基準で定める講習を修了したものであることを各臨床実習施設での努力目標としたいとの要望意見について、どう考えるか。

## (参考) 他職種の臨床実習指導者に完成する部分の記載内容

職種	記載内容 ※指導者講習の修了が要件となっていない場合には記載はない。	備考
義肢装具士 要望書提案事項 (現行に追記)	<p>○実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は義肢装具士として5年以上の実務経験及び業績を有する者、又は福祉用具専門分野において5年以上の実務経験を有する者で、十分な指導能力を有する者であること。</p> <p>○臨床実習施設を行う施設において、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会を修了した義肢装具士が配置されていることが望ましい。</p>	指導ガイドライン
保健師 ・助産師 ・看護師	<p>実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。</p>	指導ガイドライン
理学療法士 ・作業療法士	<p>理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ次のいずれかの講習会を修了した者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会</li> <li>・厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会</li> <li>・一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修</li> </ul>	指導ガイドライン
診療放射線技師	<p>○各指導内容に対する専門的な知識に優れ、診療放射線技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者であること。</p> <p>○臨床実習施設を行う施設において、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会を修了した診療放射線技師が配置されていることが望ましい。</p>	指導ガイドライン 2022年4月1日より適用。
臨床検査技師	<p>○各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床検査技師として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者であり、かつ、厚生労働省が定める基準を満たす臨地実習指導者講習会を修了した者であること。ただし、在宅や介護といった訪問医療等では、これらにおける実習指導者は医師または看護師とすることを妨げないこと。</p> <p>○養成施設は、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会を修了した臨地実習指導者を1名以上配置する施設であることを確認の上、臨地実習施設とする。</p>	通知(文科省高等教育局長、厚生労働省医政局長) 2022年4月1日より適用。
臨床工学技士	<p>○各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床工学技士として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者であること。</p> <p>○臨床実習施設を行う施設において、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会を修了した臨床工学技士が配置されていることが望ましい。</p>	通知(文科省高等教育局長、厚生労働省医政局長) 2023年4月1日より適用として調整中。



## (通知) 臨床実習指導者講習会の開催指針(案) (要望書一部抜粋)

### 第1 趣旨

指針は、ガイドラインに規定する指導者講習会の形式、内容等を定めることにより、指導者講習会の質の確保を図り、もって臨床実習指導者(以下「実習指導者」という。)の資質の向上及び臨床実習を行う病院・施設における適切な指導体制の確保に資することを目的とするものである。

### 第2 開催指針

#### 1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される指導者講習会実施担当者が、指導者講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 指導者講習会主催責任者 1名以上
  - ※ 指導者講習会を主催する責任者
  - ※ (2)との兼務も可
- (2) 指導者講習会企画責任者 1名以上
  - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 指導者講習会世話人
  - グループ討議の1グループ当たり1名以上
  - ※ 企画、運営、進行等に協力する者
  - ※ 指導講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

#### 2. 指導者講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

※連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

#### 3. 受講対象者

実務経験5年以上の義肢装具士または福祉用具専門分野における実務経験が5年以上の者

#### 4. 指導者講習会の形式

ワークショップ(参加者主体の体験型研修)形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 指導者講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 一回当たりの参加者数が50名程度であること。
- ③ 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ④ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた指導者講習会報告書が作成されること。
- ⑤ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。



## (通知) 臨床実習指導者講習会の開催指針(案) (要望書一部抜粋) (つづき)

### 5. 指導者講習会におけるテーマ

指導者講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。

また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 義肢装具士養成施設における臨床実習制度の理念と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
- ④ 臨床実習指導者の在り方  
(ハラスメント防止を含む)
- ⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項

### 6. 指導者講習会の修了

指導者講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

### 第3 指導者講習会の開催手続き

- (1) 指導者講習会を開催しようとする主催者は、開催日の2カ月前までに、様式2の確認依頼書に係る書類を添えて、厚生労働省医政局医事課まで提出すること。
- (2) 当該指導者講習会が本指針に則ったものであると同課で確認できた場合には、その旨主催者に連絡すること。

(3) 指導者講習会に参加しなかった者及び講習会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。

(4) 指導者講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した指導者講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。

- ① 指導者講習会の名称
- ② 主催者、共催者、後援者等の名称
- ③ 開催日及び開催地
- ④ 指導者講習会主催責任者の氏名
- ⑤ 指導者講習会参加者及び指導者講習会修了者の氏名及び人数
- ⑥ 指導者講習会の目標
- ⑦ 指導者講習会の進行表  
(時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した指導者講習会の時間割)
- ⑧ 指導者講習会の概要  
(グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。)